

第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 4 年 3 月 18 日
第 4 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第1回世羅町議会定例会 (第4号)

令和4年3月18日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | |
|-----------------------|--|
| 第 1 同意第 1 号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 2 議案第 23 号 | 工事請負契約の締結について |
| 第 3 議案第 24 号 | 世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 議案第 25 号 | 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 第 5 議案第 26 号 | 令和3年度世羅町一般会計補正予算 (第 11 号) |
| 第 6 議案第 27 号 | 工事請負契約の変更について |
| 第 7 議案第 15 号 | 令和4年度世羅町一般会計予算 |
| 第 8 議案第 16 号 | 令和4年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第 9 議案第 17 号 | 令和4年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算 |
| 第 10 議案第 18 号 | 令和4年度世羅町介護保険事業特別会計予算 |
| 第 11 議案第 19 号 | 令和4年度世羅町介護サービス事業特別会計予算 |
| 第 12 議案第 20 号 | 令和4年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 13 議案第 21 号 | 令和4年度世羅町上水道事業会計予算 |
| 第 14 議案第 22 号 | 令和4年度世羅町公共下水道事業会計予算 |
| 第 15 令和3年
陳情第 13 号 | 「『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力(株)に決議したことを通知すること」に関する陳情 |
| 第 16 | 総務文教常任委員会報告 |
| 第 17 | 産業建設常任委員会報告 |
| 第 18 | 議会改革調査特別委員会調査中間報告 |
| 第 19 | 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告 |
| 第 20 | デジタル化推進調査特別委員会中間報告 |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
会計課長 石ヶ坪洋史	総務課長 広山幸治
財政課長 矢崎克生	企画課長 道添毅
税務課長 藤井博美	町民課長 山口徹
子育て支援課長 和泉秀宣	健康保険課長 宮崎満香
福祉課長 釣井勇壮	産業振興課長 大原幸浩
商工振興係長 鶴田千智	観光振興係長 飯塚安生
建設課長 福本宏道	上下水道課長 升行真路
せらにし支所長 山崎誠	教育長 松浦ゆう子
学校教育課長 脇田啓治	社会教育課長 荻田静香

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 迫林威宏
嘱託書記 貞光有子	

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 同意第 1 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（奥田正和） 追加議案 1 ページをお開きください。

同意第 1 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命することについて、町議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 18 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 廣 島 正 章

生年月日 昭和 46 年 ● 月 ● 日

住 所 世羅町大字宇津戸

任 期 令和 4 年 3 月 24 日から令和 8 年 3 月 23 日まで

提案理由でございます。

教育委員会委員の藤井浩則さんが、令和 4 年 3 月 23 日をもって任期満了となるので、教育委員会委員の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

廣島さんの経歴等でございます。

廣島さんは高校卒業後に建築を学ばれました。そして町外の企業でご活躍の後に地元に戻られ1級建築士の資格を取得され、現在はご実家の建築業の経営者として手腕を発揮されております。

これまで宇津戸小学校のPTAの会長、世羅郡PTA連合会副会長、甲山中学校PTA会長、世羅高等学校PTA副会長などを歴任されるなど教育現場への造詣も深い方でございます。

また世羅町商工会、世羅国際交流教育ネットワーク、世羅郡剣道連盟の指導員や宇津戸の神祇保存会など、さまざまな活動に積極的に取り組まれておられて、幅広い視点から本町の教育の推進にご尽力いただけるものと期待しておられ、教育委員として適任であると考えておるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。（議長は除く）

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に同意と思われる方は「賛成」と、同意しないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありますか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員

4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員

7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員

10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員

(点呼順に投票)

投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 高橋公時議員
2 番 上羽場幸男議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先程の出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 11 票

反対 0 票

以上のとおり (賛成) が多数です。

したがって、同意第 1 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、廣島 正章 (ひろはた まさあき) さんを同意することに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

日程第 2 議案第 23 号 工事請負契約の締結について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案 2 ページをお開きください。

議案第 23 号

工事請負契約の締結について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 56 号）第 2 条の規定により、別紙のとおり町道大和世羅線道路災害復旧工事（第 1500 号）の契約を締結することについて、町議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 18 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由についてでございます。

町道大和世羅線道路災害復旧工事（第 1500 号）について、一般競争入札執行の結果、令和 4 年 3 月 3 日、株式会社セラケン 代表取締役 平野 節美に落札決定したので、請負契約を締結したいものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 23 号 工事請負契約の締結については 原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 24 号 世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 追加議案 4 ページをお開きください。

議案第 24 号

世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の給与に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 42 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 18 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和3年の人事院勧告を受けた国家公務員の改正給与法に準じて給与の改定を行うため、世羅町職員の給与に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 予算審議の際にもご質問いたしましたけれども、任期付きの職員数、これらにつきましては一般職が194人、任期付きの方が97人、291人と、非常に大きなウェートを占めたところがございます。

一般職の給与の減額、これはあってもかまわんと思うんですが、非常に支給額の低い任期付きの方まで一緒に減額というのは非常に厳しいものがあると、このように思います。先程1120万の影響があると、このように言われましたけれど、任期付きの職員に限っていくといくらの影響が出るかお伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。ただ今お諮りしておりますのは、一般職員並びに再任用の職員に関する改定の条例でございます。

議員ご質問いただいております任期付き、会計年度任用職員についてのご質疑と思われまます。これは後程お諮りいたします会計年度任用職員での改正のご提案に係るものと受け取らせていただきました。

今回先程提案の際に申し上げました1120万円の影響と申しますのは正規職

員のみでございます。後程会計年度任用職員に係る改定について改めてご説明
なり、ご提案をさせていただきます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ひとつの条令改正で提案されてですね、影響額がわから
ないと。これじゃあ、議員はどうやって判断すりゃあいいんかと。非常に悩む
ところでございます。

○議長（米重典子） 藤井議員、次の会計年度任用職員の減額の項がございま
す。別口で。

○7番（藤井照憲） はい、わかりました。すみません。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第24号 世羅町職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第25号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費

用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 追加議案 6 ページをお開きください。

議案第 25 号

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年世羅町条例第 16 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 18 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和 3 年の人事院勧告に準じて報酬等の改定を行うため、第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 先程の続きで会計年度任用職員の影響額をお伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今回の改正に伴います0.15月分の減でございますけれども、提案の中で申しましたように、一般職員とは異なり調整の減額ということはありません。また今回お諮りしております会計年度任用職員につきましては、継続されておられる方については、昇給の調整が入ってまいります。その部分がございますので、昇給と併せてご説明をさせていただきますと思います。

令和3年度に雇用されていた方が引き続き次年度に雇用いただくと、させていただくという場合に、年間で5万4000円程度の昇給となってまいります。今回調整等が行われますけれども、そういった減額による影響がそれに対して2万2000円余り対前年で減ることが影響が出てまいります。差し引きで申しますと継続いただいている方につきましては3万2000円程度の昇給を加味する増額といった影響がございます。予算全体におきます金額につきましては、これから雇用等の調整を行ってまいりますので、概算としての把握が困難な状況でございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 非常に給与低く抑えられて、一般職と時間数は変わってもですね、やっていることは一般職と同じようなことをやっているわけです。この影響額から見たときにですね、会計年度任用職員分はですね、条例提案しなくてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今のご質問いただいております会計年度任用職員の方の報酬全体についての考え方として職員と同一ということはどうかと、一律に同一に扱うのはどうだろうかというご質問と受け止めさせていただきました。

この会計年度任用職員の制度につきましては国が示した基準というものがございまして、それを踏まえて対応していくといった取扱いをしていきたいと考えてございます。この国の基準でございまして、最低賃金であったり、あと各年における民間を反映させた人事院勧告といったものがそれぞれに加味された上で示されているものでございます。あくまでもその国が示す基準といったものを尊重するといった立場は変えようがないかというふうに判断しているところでございます。一般職で不足するマンパワーを補っていただくといった点で、人員確保等の面でも苦慮している面はございますので、実際の運用についてはですね、さまざまに検討するといった考えは持ち合わせているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 会計年度任用職員の制度につきましては市町ごとでそれぞればらばらでございまして。現状世羅町では職員の給与条例になぞらえて設定はしておりますが、大半の会計年度任用職員につきましては6時間勤務を中心に組まれているところだろうと思います。となりますと、給与のベースで言いますと、スタートが14万円代からスタートして、7.75分の6、実際の支給額のところは月額で言いますと11万円台と。そこから社会保険料、所得税と、また住民税等の特別徴収分を引くとですね、実際の手取り額は10万円を切る

ような状態でございます。これは臨時職員制度のときにはですね、フルタイムの状態です。7時間45分、職員と全く一緒のような状態で働いていたわけなんです。そのときのベースから比較してもですね、全体の予算額は低くなっておるわけなんです。そのような状況の中です。期末手当をベースに全体のそれぞれ個々人の会計年度任用職員の年収額は抑えるような設定をしたわけなんです。でも、国の総務省の流れとして勤勉手当は上げて、期末手当は下げるという方向性がここ数年顕著に出ております。このまま国の制度にですね、なぞらえてずっとやっておくとですね、期末手当はひたすら下がる一方であると。職員については、職員または再任用職員について勤勉手当が支給になる者についてはですね、今後そういった恩恵を預かれるといった背景があるかと思うんですが、これをそのまま国の方向性をそのままずっとなぞらえていきますと、会計年度任用職員については今後ずっと期末手当は減っていくのみという方向性が見えてまいります。その手当をどうするかというところを教えてください。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。最近の賃金等の改定の内容等にも触れましてご質問をいただいたところでございます。

議員ご指摘いただきますとおり、近年は期末手当よりも勤勉手当のほうを重視してというような改正の傾向がございます。以前は人事院勧告におきましても勤勉手当分での増であったり、減であったり、そういったところが主でございましたが、一昨年ぐらいですかね、ここ2年程度は期末手当での減額といったこと出て来ております。こういった改正の内容については国から一定程度基本の方針というのは示されるわけですが、その中では雇用環境、処遇

の改善といったことも併せて勧告の内容に触れられているところでございます。この正職員のみならず会計年度任用の方々につきましてもそういった制度の見直しがされてくるものと考えてございます。全体の処遇改善という流れの中で、一連の判断が示されているものと受け止めておりますので、この減額を必ず行っていくといった決めた方針ではございません。さまざまに改正の内容等踏まえながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 会計年度任用職員の条令のほう見たときにですね、これは前回制定するときに議会へも説明があったわけなんですが、5年で昇給のほうはストップするような給与表になっております。今後期末手当の制限も加わる。5年すると昇給もストップすると。人事院勧告でのベースアップがあるにしてもですね、それについては恐らく年間通して1,000円あるかないかのベースだろうと思いますので、微々たるものになってくると。そうなってくると、期末手当の重要性もありますし、今後同じく職場で働く会計年度任用職員の今後5年後、10年後、現状勤められている方でも10年超えられている方はいらっしゃると思います。そういった長期の雇用睨んだ上で成り立っている制度でありますので、そこらを含めて総合トータルでどう考えていくかという方向性をお聞かせいただきたいんですが。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、10年というようなスパンでですね、お勤めいただく部分までの給与表しか作成ができてございません。これ以降の点について具体的にどうしていくかといった長期的

な方針というものも国等がきちんと示したものはございません。こうした中でこの制度でございますけれども、ベースの月当たりの支給額と共にですね、この会計年度任用職員では新たに賃金で雇っていた時代と異なって期末手当というものが新たに設けられたということで、年間のトータルとしての雇用額について仕組みが変わったという点がございます。新たに昨年からはじめたこの制度でございますが、この10年以降、長期的な考えというものにつきましては今後国が示すものをですね、参考にしながら町として条例に定めてまいりたいというふうに考えているところでございます。あくまでも会計年度という、任期を切った形での雇用という面もございますので、それぞれその方、個人個人の方々を長期間雇用するといった視点、それが実態も伴いますけれども、そういった実態と制度面との折り合いといったところを調整は図っていききたいというふうに考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 申し訳ございません。説明に、追加をさせていただきたいと思います。今、議員からご指摘いただきました賃金面での処遇、それと併せてですね、勤務いただいております方の休暇面等の制度につきましてはさまざまなニーズも高まっております。そういったところを反映する形で、新たな休暇制度であったり、そういった面での待遇の改善も併せて考えてまいりたいと思っております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ただ今の説明でいくとですね、将来処遇改善をしますよ

と。こんな約束です、今、任期付きのね、職員募集に応じる人がおるかということになると思うんです。昨年の例で申し上げますと、たとえば、学校です、特別支援学級の生徒増えた。じゃあ、臨時の職員で対応しよう。結局3人の枠は最後まで埋まらなかったんですよ。こういう処遇の改善をきちっとし、給料の改善をきちっとしないと、人は集まらない。さまざまな箇所で労働需要が高まっている現状、要は人口減少と比例しとるような話だと思うんですけども、こういったときにですね、国が動くから制度の改善を約束するのでこの条例は通してくれ。こんなことじゃいけないと思うんですよ。3分の1の方は席を同じくしてもですね、給料が違うんですよ。現場で。それぞれの雇用の時間、これらについてはさまざまな条件によるか、希望があると思うんですけど、やはりしっかりとした給与を保障してあげて、臨時的に職務をこなしてもらえ方の改善というのはしっかりと取り組んだほうがいいと思うんですよ。そう思いませんか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私から7番藤井議員からの質疑に答弁をさせていただきます。

先程より質疑を数々いただいているところでございます。国が示すこの一時金、また数々の処遇と言いますか、賃金面における減少を見るときにですね、処遇改善という、片や労働条件の部分もありますけれども、しっかりとしたいわゆる賃金体系と、そしてその支えをする福利厚生的な処遇の条件というものを整えないと不足したマンパワーと言いますか、本来であると臨時的、産前産後であるとか、そういった場合の補助的な業務をいただいておりますすらもですね、この雇用の募集に応じていただけない実態が起こっております。また

そこにお力添えをいただいてもその状況にしっかりとした充足をいただけないというところの大きな指摘をいただいたところでございます。

現在、答弁も担当課長からもさせていただきましたが、国になぞられた形でこの賃金と言いますか報酬部分については推移をしておりますが、しっかりとこの世羅町の状況に合った部分を検討し、と言うよりも整備をし、募集をしていくことが肝要であるというご指摘をいただいたところでございます。

処遇、休暇制度もでございます。家族看護休暇等ですね、子育てをさせていただきながら、その補助労務をですね、いただいております。勤めることについて募集に応じていただけるようしっかりとした金額、そして雇用の条件等を示させていただきながらお力添えをいただくことが必要でありますし、市町、自治体での決定、意向というものがこれからはしっかりと反映しながら、その地域に沿った募集の在り方というのをお示しをし、続けていく必要があると受け止めさせていただいております。

長期にわたると言うよりも補助的に正規職員でしっかりと行政ニーズに沿った業務を推進しながらその臨時的なところでお力添えいただくという原則をしっかりと踏まえた上で、その募集にあたってはご指摘いただきましたところを国の制度如何に捉われず、この世羅町について何がふさわしいのかというところを定めながら進めてまいりたいと思っております。

このたびの提案につきましては国の状況をなぞられながらの提案に至っておりますけれども、世羅町としてこの地域においてどのような形でお力添えいただくか、しっかりと検討をしてまいりますと共に、自治体としての姿勢を示していくことが必要と受け止めさせていただき、今後のこの制度改正、制度構築の在り方に活かしてまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、議案第 25 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 は 否決されました。

日程第 5 議案第 26 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算 (第 11 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長 (矢崎克生) 議長。

○議長 (米重典子) 財政課長。

○財政課長 (矢崎克生) 追加議案 8 ページをお開きください。

議案第 26 号

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算 (第 11 号)

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算 (第 11 号) を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 18 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

既定の歳出予算の総額 11,954,143 千円の枠内において補正するものでございます。

歳出は、民生費 10,392 千円を増額し、総務費 10,000 千円、予備費 392 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。3月定例会3日目で補正を出されて、その後わずかかの期間で約1000万ですか、障害福祉また福祉総務費の民生委員に関わる部分の増額をされるということなんですが、その経緯について内容とか、補正作業、3月定例会の補正の中で、どのような認識を持っておられるのか、これらについてお尋ねします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは矢山議員の質問にお答えをいたします。補正予算11号の歳出で補正を計上させていただいております民生費、社会福祉費につきましては、福祉課の予算でございます。

まず経緯につきまして社会福祉総務費の民生委員の報償費につきましてご説明をいたします。こちらにつきましては、一般質問においてもご質問いただいた部分もあるんですが、コロナ禍におきまして民生委員さんの活動に少し負担が大きく生じております。なかなか訪問するにあたって、やはり感染防止対

策ということでマスクであったり、消毒等、個人負担で行っていただいている部分もあります。

また訪問以外の方法として電話等による確認等、連絡等行っていただいている現状にあるということから、広島県におきまして国の予算を活用した中で広島県民生委員児童委員活動費緊急補助金交付要綱という制度がございまして、こちらにおきましては、先程申し上げた民生委員さんの活動がコロナ禍においても継続ができるようにということで、活動費として民生委員さんのほうに支給をするという補助金でございます。内訳としましては79万2000円の内訳としましては、民生委員さん一人当たり1カ月1,000円で1年分の12月分ということで、主任児童委員さんを除く民生委員、児童委員の方が66人いらっしゃいますので、それで算出をしております。その確定した最終的な県からの通知、交付スケジュール、また支払いについての交付スケジュールが2月22日付でまいってきたものでございます。3年度予算での支出ということも県のほうから指示がありました関係で、補正予算10号、先日の提案には間に合わなかったということで、今回追加で提出をさせていただいております。

また、障害者福祉費の扶助費、自立支援給付扶助の説明でございますが、こちらにつきましては、通常、こちらの扶助費につきましては、事例を出しますと、1月分の利用につきましては請求が国保連合会のほうがまとめて請求を町のほうへするわけなんです、翌々月の月初めになります。ということは3月の月初めになります。1カ月、2月のうちにそれぞれ事業所のほうから上がってきた請求を一旦町のほうで、実際の利用の内容と精査する中でチェックをして、また国保連合会に返したものを確定したものが請求額として上がってきます。こちらにつきましては、これまでは通常の月の利用で計算をされてたんですが、3月の初めに請求があったものは1月分の請求でございますが、こちら

が例月と比べまして約 900 万くらい増加になっておりました。担当のほうで調べた結果、過誤請求がこの月にまとまってきたということで、想定していた予算が少し不足が生じたので、こちらのほうは令和 3 年度の予算で必ず支払をしなければならないということで、先程同様に、補正第 10 号に間に合わなかったということで、このたび追加をさせていただいております。両方とも令和 3 年度の予算で、現予算での支出が必要であるということから提案をしております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 26 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 11 号）

は 原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 27 号 工事請負契約の変更について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 追加議案別冊の1ページをお開きください。

議案第27号

工事請負契約の変更について

令和3年議案第42号により議決を得た情報通信基盤整備工事の請負金額を別紙のとおり変更することについて、町議会の議決を求める。

令和4年3月18日 提出

世羅町長 奥田 正和

提案理由でございます。

令和3年3月18日に請負契約を締結した情報通信基盤整備工事について、工事内容の変更により請負契約を変更させていただくものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。6000万ちょっとの減額という説明でしたが、最終的に工事費の減に伴って特にこの財源等、工事全体ではいくら残っているか知りませんが、ケーブルの撤去ですか、そういう工事を新年度で行うという計画であったと思うんですが、そうした点で、今後のいろんな事業というか、残っておる事業への影響はないんかもしれませんが、そこら辺と、一部年度内にできない部品の調達ですかね、という点もあるわけですが、そこら辺の財源措置といたしますか、変更に伴う対応はどのようになるのか、お尋ねします。

○議長（米重典子） 矢山議員、今回の工事請負契約の変更についての質疑ですが。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。事業の影響ですか、今後の。

まず、遅延となられた世帯 670 件ということをごこれまで申し上げてきておりました。この世帯の方々への今後の対応等のご質疑であったかと思えます。まずはこの遅延となられたの方々に対してですね、多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し、心からおわびを申し上げる次第でございます。

今後の予定といたしましては、新年度、令和 4 年度の旧情報通信基盤の撤去工事と合わせてこの 670 件の整備をできるだけ早期に整備できるように努めてまいりたい、そのように考えております。今回 6000 万円の減額ということになったわけでございますけれども、それによってですね、今後の事業展開に影響を及ぼすということは担当課としては考えておりません。

○4 番（矢山 武）（挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 全体の事業費にそれが今回の工事費が減ったから、それでどういんですかね、影響が、作業がね、影響があるということでお尋ねしたんでないんですが、6,000 いくらの工事費が減ることに伴って、それはどういんですか、補助金というか、交付金ですか。そうしたものが減るのでしゃあないという考え方で、いっただけの費用をもらうんだという発想かもしれませんが、全体の事業が新年度もあるわけなんで、そこらとの関係できちんと考える必要があるんじゃないかということをお尋ねしたんですよ。関係ないわけですね。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） なかなか真意をつかみ取れず、失礼いたしました。事業費が6000万円の減少に伴って、それによって国費県費の補助金というものもその応じたその割合によって下がってまいります。ただ全体でみたときには、町の実質的な負担というところも下がってまいりますので、今年度、令和3年度、令和2年度の今回、繰越工事でございますけれども、その工事の中における町の実質負担というところは下がってきているというところでございます。令和4年度、先程申し上げました撤去工事、この工事費等がどのように入札を実施するわけで、どのようになるのかというところはまだ未定ではございますけれども、全体としては当初予定しておいた町の実質負担と大きく変わるというようなことはないというふうに今のところは認識をしております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 工事の変更内容について、ケーブルの敷設の延長の減、これは当初どの位予定をしておいて、どれだけが短くなったのか。これは光特会では委員の皆様もある程度お伺いしたところではありますけれども、再度お尋ねします。

自営柱の本数、これもいくらを想定しておいて、何本になったのか。ここを明確に。交通誘導員の減、これもどういった形に、詳しく3点お尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答え申し上げます。光ケーブルの敷設延長の減でございますけれども、変更前 44 万 5381m、約 445 kmでございますけれども、これが 42 万 8124m、約 428 キロ、約 17.3 kmの敷設延長の減ということでございます。

続いて自営柱、建柱本数でございますけれども、当初は 510 本を見込んでおりましたけれども、変更後は 250 本ということで、260 本の減と、そのようになっています。

それから交通誘導員人数の減でございますが、当初は延べ 3,872 人としておりましたけれども、変更後は延べ 3,482 人、390 人の減ということでございます。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） この事業に関してはまもなく 3 月 31 日をもって一定の工事終了を迎えるわけでございますけれども、これまで変更になったこと、最終的にはどうこう言っても何とか、先程ありました 670 本の半導体不足による設置以外の工事というのは、この 3 月 31 日をもって終了すると、このように安堵していいものなのか。また、はたまた雪が降るからどうだとかいう、遅れが生じる。これは想定内でしょうと言っても課長は想定外と言われるんですけど、あと期日も迫っておりますので、力強いことばで 3 月 31 日にはこの工事は OK だということを再度お尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。現時点におきましては、整備対象世帯との工事の調整というのはほぼ完了をしております。連絡の取れない世

帯というものはございません。現在の予定といたしましては来週中には整備対象世帯すべての整備を完了する予定でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 27 号 工事請負契約の変更については 原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 25 分いたします。

休 憩 10 時 12 分

再 開 10 時 25 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第 7 議案第 15 号 令和 4 年度 世羅町一般会計予算 から
日程第 14 議案第 22 号 令和 4 年度 世羅町公共下水道事業会計予算 までの「8 件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました「議案 8 件」については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果について、委員長の報告を求めます。

委員会報告については、お手元に配布のとおりです。

- 1 番（高橋公時） 議長。
- 議長（米重典子） 予算審査特別委員長
- 予算審査特別委員長（高橋公時） 令和 4 年 3 月 18 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

予算審査特別委員会

委員長 高橋 公時

予算審査特別委員会審査報告

3月4日の本会議において本委員会に付託された、議案第15号から議案第22号までの8件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日 令和4年3月4日（金）午後5時28分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 高橋公時、山田睦浩、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、
（米重議長）
- 4 審査事案
 - （1）委員会条例第8条による正副委員長の互選を行った。
（互選結果は、委員長：高橋公時委員、副委員長：山田睦浩委員）
 - （2）予算審査に関する資料要求項目の確認を行った。
（要求項目：18項目）

【開会中の審査】

- 1 開会日 令和4年3月14日（月）、15日（火）

- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 高橋公時、山田睦浩、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、
(米重議長)
- 4 説明員 町長、副町長、会計課長、総務課長、財政課長、企画課長、税務課長、町民課長、子育て支援課長、健康保険課長、福祉課長、産業振興課長、商工観光課(商工振興係長、観光振興係長)、建設課長、上下水道課長、せらにし支所長、
教育長、学校教育課長、社会教育課長

5 審査事案

- (1) 議案第 15 号 令和 4 年度世羅町一般会計予算
- (2) 議案第 16 号 令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算
- (3) 議案第 17 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算
- (4) 議案第 18 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計予算
- (5) 議案第 19 号 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算
- (6) 議案第 20 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算
- (7) 議案第 21 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計予算
- (8) 議案第 22 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計予算

6 審査概要

本委員会に付託された議案第 15 号から議案第 22 号までの 8 件の議案に関し、質疑を中心として、3 月 14 日及び 15 日の 2 日間開会し、令和 4 年度 8 会計の予算案の審査を行った。

(1) 3 月 14 日(月) 午前 9 時開議

新年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされるかを審査視点に置き、提出された令和 4 年度施政方針及び予算概要から質疑を行った。その後、各会計の予算案及び予算説明書並びに予算審議資料に基づいて質疑を行った。

初めに、一般会計歳入全般、続いて一般会計歳出の議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書に関する質疑を行った。

(2) 3月15日(火)午前9時開議

3月14日に引き続き一般会計歳出の衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書に関する質疑を行った。

次に国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、上水道事業会計、公共下水道事業会計に関する質疑を行った後、総括質疑を行った。

(3) 審査で出された意見等

施政方針では、長期総合計画の5つの基本目標である「健幸づくり」、「ものづくり」、「人づくり」、「安全安心づくり」及び「地域づくり」の各事業の取り組み内容や考え方等に関する質疑が行われた。

次に、各会計に関して事業内容や目的、事業で見込まれる効果等により、住民福祉の向上、町の発展に活かされるか等に関する質疑が行われた。

総括質疑においては、特別支援教育、生涯学習支援、フライトロード、公共交通、債務負担行為と指定管理業務、DXの取り組みと業務の改善等について、執行者の考え方等に関する質疑が行われた。

総括質疑の後、2項目の付帯決議を付けることを決定した。

その後、本委員会に付託された8会計の予算について、委員会としての採決を行った。

審査結果

議案第15号	令和4年度世羅町一般会計予算	可決すべきもの(賛成多数)
議案第16号	令和4年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算	可決すべきもの (賛成多数)

議案第 17 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算 可決すべきもの
(賛成多数)

議案第 18 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計予算 可決すべきもの
(賛成多数)

議案第 19 号 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算 可決すべきもの
(賛成全員)

議案第 20 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算 可決すべきもの
(賛成全員)

議案第 21 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計予算 可決すべきもの (賛成全員)

議案第 22 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計予算 可決すべきもの
(賛成多数)

令和 4 年度予算審査付帯決議

1 指摘した事項の事業執行に当たっては、議会に説明後執行された
い。

2 予算の歳入を確保し、確実な事業執行に取り組まれない。

以上で予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

これより討論に入ります。

議案第 15 号 令和 4 年度 世羅町一般会計予算 について、討論はありませんか。

○4 番（矢山 武） (挙手)

○議長（米重典子） 委員長報告は「可決すべきもの」でありますので、まず
本案に対する反対討論の発言を許します。4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） それでは令和 4 年度一般会計予算案の反対討論、併せて
国保、後期高齢者、介護保険の 3 特別会計と、公共下水予算に反対する討論を
行います。

○議長（米重典子） 矢山議員、ちょっとお待ちください。一括議題としてお
りますので、討論のほうも一括討論を可としております。ご了承ください。

○4 番（矢山 武） 国においては新型コロナウイルスからの命と暮らしを守る
対策が急がれるわけでありましたが、これまでの対応は非常に不十分な中で新

型オミクロンの関係もあるのかもしれませんが、死亡者が増加をする。また、ところによっては入院がなかなかできなかつたり、家庭で治療をするという例も非常に多い状況になっております。またPCR、抗原などの検査も十分に受けられないという状況が続いております。次の波の心配もされる状況で少しは減ってもなかなか本町においても陽性者が出るという状況であります。こうした中で、事業復活支援金等が支給をされておりますが、非常に不十分でごく一部にしか対応されないという状況であります。また、新型のオミクロン株の流行と併せて日本の検疫法をアメリカ軍には適用をしないという状況で、このことによって最初に沖縄や山口、広島などがまん延防止に指定をされるという状況になったところであります。

こうしたなかで、令和4年度の暮らしの面では、物価がどんどん上がっておりながらもかかわらず、年金削減、また75歳以上の医療費の2倍化を進めて行くとしておるところであります。ケア労働者の処遇改善や男女賃金格差の是正を急ぐ必要があるところではありますが、依然として非常にこうした点が不十分で、こうした中で本町の予算の採決にあたって、こうした国の方向に沿っていくのではなくて、町民が少しでも希望が持てる暮らしや福祉の充実をすべきであります。

町長はあらゆることについて前に進めると強調をされますが、これで町民の安心が図られ、暮らしが希望が持て明るい方向に向くとは私は思いません。限りある予算を何を優先をするか考える必要はありますが、コロナ対策や、あるいは災害復旧など緊急的な事業と併せて厳しい農業に対する対応を繰り返し求めてきたところであります。家族農業を守る対応をすべきであるにもかかわらず、たとえば営農継続支援事業は、担い手113件について4500万円を補正予算で計上されておりますが、これは件数あたり40万円余りに上る状況であります。大部分の厳しい農家に対しては全くこうした対応が考えられないという

状況の中で私は全体の農家ということにならないとしても一定の面積以上、全農家の8割くらい、世羅町で約1400戸余り一生懸命頑張っておられる農家へせめて限度額3万円でも支援をして、今の厳しい農業を3万円で利益が出るというものでもありませんが、応援をして、米価値下がりや生産資材の高騰、ガソリンなどの燃料もたいへん高い状況の中で、いよいよ植え付けへ向けて作業が始まってきておりますが、こうした多くの方々に頑張ってもらえるように所得を補償するというにはならないわけではありますが、農家の厳しい中で頑張っておられる多くの農家の皆さんに一定の応援をして、そうした中で農業、農村を守っていくべきであると考えているところであります。

町民の願いに応える対応が、コロナの中で特に必要な課題であります。医療・介護これらの問題についてもこれまでも繰り返し要求をしてまいりましたが、保険料を払った人に対して、医療や介護のサービスを提供をする。今の厳しい中で、収入が大幅に減るなどの例がある中で、保険料を払わない人に対しては強制執行や、あるいは払わない人に対するペナルティをさらに強めていくという状況であります。

新年度において就学前の国保税の均等割りを基準の半分にするという、小学校へ上がるまでの子どもさんの一定の軽減をされるわけではありますが、私はこうしたお子さんの負担を軽減するという点では、多くの自治体で検討してある一定の年齢まで均等割りを免除していく。こういうことを考えるべきであります。物価が上がるという現在の状況、ウクライナの問題もありますが、生活を守り、安心できる福祉、こうした点を大事にする、住民福祉を守る町政を進めるべきであると考えているところであります。

最後に公共下水の問題については、質疑の中でも一定に申し上げましたが、この事業が重要な事業で、いよいよ一定に節目を迎えようとしておるわけですが、収支がどのようになっていくのか。そしてコロナ禍でどう今の加入が少な

い状況に対応をしていくのか。きちんと住民合意を図るべきであると考えるところであります。そのほかにもいろいろな問題提起をいたしましたが、こうした提起と併せて、予算の、新年度の予算の改善をされて少しでも住民の願いに応える町政を求めて反対討論といたします。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議案第15号、この議案、先程一括ということばがございましたので、全会計に対して、賛成の意を込めて討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染予防対策により、多くの国民が自粛生活を余儀なくされ、地域経済にも大きなダメージを受けたところでございます。

政府に於いては、令和3年度第3次補正予算と一体編成の「16カ月予算」で新型コロナウイルス対策と景気の下支えに万全を期すとされておられます。

今次定例会における補正予算においても、地域農業を守る法人や認定農業者或いは畜産農家に対する営農継続支援策としてはっきりと表れております。何よりも早期に住民生活の安定、並びに安心を図ることが補正予算からも伺い知ることができるところでございます。

また、当初予算においても、政府のデジタル田園都市国家構想を受けて、デジタル技術の力で過疎化・高齢化に歯止めがかからない中山間地の課題解決と活性化を図ろうとされているところでございます。

施政方針にあるポストコロナの時代にすべきことは、何でしょうか。これまでと変わらず3密を避け、手洗いうがいの徹底、マスクの常時着用、ソーシャルディスタンスを保つ、基本的にはこの4つは欠かすことはできません。今までと変わらない日常が続く中で、多様化・複雑化する行政需要に応えなくては

なりません。限られた財源を有効活用し、町民へのサービス向上と共に町民と一体となった町政運営が必須の条件ではないでしょうか。

さて、一般会計にあつては、投資的経費の普通建設事業が令和3年度には及ばないまでも、高い伸びを示し、比例して公債費も高止まりすることが予想されます。維持補修費は僅かな増額となっていますが、これも十分ではありません。社会インフラの適正な管理を疎かにしてはいけないと思います。

また、義務的経費のうち、人件費は経費の縮減が図られていますが、対前年の職員数の減員分を会計年度職員で補充することなく、業務見直しやデジタル化への取り組みの推進など、適正な管理と配置が必要と思います。

一方で、基金の取崩しによる財源補てんがございしますが、これは真にやむを得ない緊急対応の措置であると考えます。しかし、財政調整基金の20億円の維持は努力していただきたいと考えます。

また、町債の発行にあつても、1億8000万円余の増額となっておりますが、将来地方交付税措置がされると言えども、別枠での措置はありませんので、何よりも先に住民生活の安定や福祉の向上に努めていただきたいと思えます。

次に、町の財政状況といたしましては、実質公債費比率は、一般的に望ましい範囲に収まっておりますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、依然として硬直化が続いております。このような厳しい財政運営の中でも、町債残高は着実に減少しているところでございます。

今後も引き続き、指定管理者制度の見直しや光ファイバを活用したデジタル化の推進、並びに財政の健全化に努められると共に、町民の理解と協力を得ながら、町民の Well-being（ウェルビーイング）にご尽力されることを要望するところでございます。

また、予算の執行にあつては、いくつか指摘をさせていただきました。本

町の更なる発展を期待して、賛成の討論と致します。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 15 号 令和 4 年度 世羅町一般会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 15 号 令和 4 年度 世羅町一般会計予算 は、原案のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 16 号 令和 4 年度 世羅町国民健康保険事業特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 16 号 令和 4 年度 世羅町国民健康保険事業特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 16 号 令和 4 年度 世羅町国民健康保険事業特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 17 号 令和 4 年度 世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 17 号 令和 4 年度 世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 17 号 令和 4 年度 世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 18 号 令和 4 年度 世羅町介護保険事業特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 18 号 令和 4 年度 世羅町介護保険事業特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 18 号 令和 4 年度 世羅町介護保険事業特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 19 号 令和 4 年度 世羅町介護サービス事業特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 19 号 令和 4 年度 世羅町介護サービス事業特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 19 号 令和 4 年度 世羅町介護サービス事業特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 20 号 令和 4 年度 世羅町農業集落排水事業特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 20 号 令和 4 年度 世羅町農業集落排水事業特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 20 号 令和 4 年度 世羅町農業集落排水事業 特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 21 号 令和 4 年度 世羅町上水道事業会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 21 号 令和 4 年度 世羅町上水道事業会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 21 号 令和 4 年度 世羅町上水道事業会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 22 号 令和 4 年度 世羅町公共下水道事業会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 22 号 令和 4 年度 世羅町公共下水道事業会計 算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 22 号 令和 4 年度 世羅町公共下水道事業会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第 15 令和 3 年 陳情第 13 号 『島根原子力発電所 2 号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力（株式会社）に決議したことを通知すること』に関する陳情 を議題といたします。

本件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員会審査報告については、お手元に配布のとおりです。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） それでは付託を受けました結果について報告をいたします。

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

総務文教常任委員会審査報告

3月4日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和4年3月8日（火） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、
山田睦浩（米重議長）
- 4 審査事項と結果

- (1) 令和3年陳情第13号 「『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知すること」に関する陳情

陳情提出者 広島市佐伯区河内南2-4 7-4

島根原発再稼働を止めよう連絡会 代表 溝田一成

陳情の趣旨 世羅町は、島根原発の事故の際に島根県から30km圏内の市町の住民の避難先として受け入れることになっており、事故発生時には、その混乱に加え、近年のコロナ禍で避難所が不足し十分な対策ができない状況での受け入れとなり、大変な困難が待ち受けてい

る。更に事故発生時に放出される放射線を地域住民と避難者が浴びる危険な状態が起こってしまう。

島根原発2号機を再稼働すればこのような事態は回避できないことから、1989年の営業運転開始後40年近い原発でもあり、このまま廃炉にすることが賢明な方法である。政府も40年超えの原発の運転はしないとっている。

以上のことから住民の安全を守るためにも、島根原子力発電所2号機の再稼働をしないことを決議し、島根県及び中国電力㈱に決議したことを通知することを求めるという要望。

委員の議論 脱炭素社会の実現が求められている中、エネルギーの選択肢を無視した方針には賛同しかねる。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決しました。

以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありますか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 委員の議論の中で脱炭素社会の実現が求められている中、これ、そうでしょうけれども、それと原発の稼働というのがどのようにリンクしてくるのかが、いまいわからないのと、委員の中でどのような話があったのかというのを1点お伺いしたいのが、この世羅町も今後心配されます原発が再稼働された後に福島第二原発のように、想定外はないと、ここは安全だと言ってきた神話が崩れて、ああした被災があり、事故が起こったと。これから懸念されるのは皆さんもご存じのとおり、南海トラフという、これがもう間近に起こりうる大きな災害であると。そのときにまた島根原発を再稼働させてそういった事態に陥ったてもここも問題はないと言っておりますが、そうい

った想定外のことがたくさん起こってきているのが現状でございます。

今回この陳情にあたっての趣旨としましては、原発再稼働しないでくれと。避難所が世羅町としても受け入れられるんですかという、困難も起きるんじゃないんですかという趣旨であったと思いますし、全くそのとおりだと私は感じたんですけども、このような委員会の議論になったので、そういった議論は委員会の中で出ましたか。避難所のことに対してとかの、受け入れに対してとか、今後のトラフに関しての話しというのは出たのかお尋ねします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） ただいまのことについて委員会で意見が出たり、また議論をしたということはありませんが、脱炭素社会、できるだけ二酸化炭素を少なくするという事の中でひとつの選択肢として原子力発電はあるんじゃないかという、そういう思いではないかと思います。議論はしておりません。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） この陳情の中にあります原子力発電が動かないと、この資料ですよ。電力不足が起きますかねという、Q & Aというのが何個かあると思いますが、この原発が停止した後も特に電力不足になったとかいうこともないですし、電力不足になるから電力が高くなる。皆さんの生活に不安を与える、そういった事象が全くないにもかかわらず、今回こうした脱炭素の実現が求められている中でということ重視した委員会の結論になったということなんでしょうか。どう見てもここにいろいろな要望書の中にある資料をみても、このように捉えるんですけど。どうも委員の皆様、満場一致でこのように反対されているようなので、その点の話しは出たのか、お伺いします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） そこも先程申し上げたように、そうした発言とか意見はありませんでした。十分にいろんな角度から検討をされて、結論を出されたんだというように思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（米重典子） これより討論を行います。

令和3年 陳情第13号 『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力（株式会社）に決議したことを通知することに関する陳情 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

令和3年 陳情第13号 『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力（株式会社）に決議したことを通知することに関する陳情 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数 であります。

したがって、令和3年 陳情第13号 『島根原子力発電所2号機の再稼働

をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力（株式会社）に決議したことを通知すること」は不採択とすることに決定されました。

日程第 16 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武）（挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） それでは所管事務調査報告をさせていただきます。

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 4 年 3 月 8 日（火） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、
山田睦浩（米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、総務課長、財政課長、企画課長、
子育て支援課長、教育長、学校教育課長、社会教育課長
- 5 調査項目及び内容

（1）令和 3 年度入札発注工事（250 万円以上）の契約及び進捗状況について

今回の消防屯所解体工事の底地は、世羅中央病院の土地である。

庁舎のWEB会議スペースの工事は、第4会議室に間仕切りを設置し、6名用、4名用、1名用の3部屋とする工事は完了。使用対象者は役場関係者の予定。

せら文化センター内舞台吊物機構改修工事は、今回大規模な改修となっている。

(2) ふるさと納税と返礼品の状況について

ア 寄付金額と返礼品の実績（令和元年度、令和2年度）

世羅町では平成20年度から受付開始し、各年度で必要経費を差し引いた残り部分を基金に積立て、翌年度のまちづくりの財源として活用している。

令和元年度3,648件51,233千円に対し、令和2年度は6,923件75,376,990円と前年比で件数3,275件、金額約24,000千円の増となっている。

1万円の寄付金が最も多く令和元年度1,221件、令和2年度2,141件で、5千円から1万5千円以下の寄附件数は全体の約8割である。

返礼品の実績として両年度ともにブドウ、肉類、野菜、酒類の件数が多い傾向にある。令和2年度に鶏卵や猪等のジビエを追加したところ、鶏卵がブドウに次ぐ人気となり、肉類の件数も前年度の2倍に増えた。

イ 今後の取扱い商品の展開と寄附金増額への対策

引き続き、新規のお礼品協力事業者の募集、新規のお礼品登録により、お礼品を充実していく。

令和4年度からポータルサイトの中でも寄付額が多い楽天ふるさと納税を導入する予定である。また楽天ふるさと納税の運営管理を世羅町の放送事業を行っており、町の魅力を熟知している三原テレビ放送㈱に委託する。これらの取り組みにより、寄付金の増額を図りたい。三原テレビ放送㈱への委託料は寄付金額の8%プラス消費税であり、他のサイトの10%、12%より少ない。

寄附者は東京都内が一番と都市圏が多い。町としても寄附者の興味をひく魅

力あるサイトづくりに期待をしている。

委員からも寄付金と併せてお礼品の取り組みは地元業者の伸びにつなげることが大切との意見が出された。財政課からは、お礼品を送る際には自社カタログの同封等、商品アピールを呼びかけており、維持管理の手数料がほぼ不要で、全国にPRできるので活用いただきたいと説明があった。登録事業者数は約40社である。登録商品の変更はあるが、登録からの撤退は1社である。

(3) 地域の集会所の状況について

ア 地域別の数及び管理状況

地域の集会所は令和2年7月調べでは186カ所である。基本的に集会所は地域で管理されている。ただし、町有地分の把握は14カ所のみで、それ以外は把握できていない。町としてはコミュニティ施設整備事業補助金により改修等の費用を補助し、財政的支援をしている。令和4年度に先ず集会所の実態把握に努め、その中で見えてくる課題、要望を精査し、今後の町の支援の在り方を検討したい。

委員からの中組織への対応に力点が行きがちであるが小組織へのケアを含めた対応ができるようなアンケート調査の要望は、町としてそうした視点での実態把握に努めるとの説明があった。

(4) 子宮頸がん（HPV）ワクチンについて

ア 積極的勧奨の取り組み（進捗）状況

令和3年11月26日に厚生労働省がワクチンの有効性、安全性の議論を踏まえ、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められず、またワクチンの有効性が副反応のリスクを上回ることから、現在子宮頸がんワクチンの勧奨を行っている。

副反応が全く無い訳ではなく、副反応があることを認識したうえで接種いただくことが必要であり、周知を行っていく。これらを踏まえ定期接種対象者

(令和3年度小学校6年生から高校1年生の女子)へ案内と接種券を3月中旬に送付予定。

また、特例対象者(平成9年4月1日から平成18年3月31日生まれの未接種の女子及び来年度6年生になる女子)にも4月1日に届くよう案内と接種券を送付する。

この間に受けられなかった特例対象者に対して案内は、住所地での対応となる。世羅町に住所があり、遠方の市町で接種を受けた場合は、後日償還払いの対応となる。

イ 関係医療機関との調整状況

子宮頸がんワクチン接種は、町内6医療機関(世羅中央病院、森岡医院、瀬尾医院、うらべ医院、正覚クリニック、岸医院)で接種できる。ただし、うらべ医院は特例対象者に限る。

ウ 令和3年12月以降の接種状況(申込含む)

平成31年度4件、令和2年度5件に対し、令和3年12月のみで9件の申込みがあった。接種に関して10件の問合せ及び接種券発行2件を行っている。問合せ内容については、3回目の接種時には高校2年になるが問題ないか等であった。

特例対象者も令和7年3月31日までの有効期限内に接種される必要がある。

(5) 産後ケア事業について

ア 委託先の状況

事業概要としては、産後に、家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える産後1年以内の母親とその子どもを対象に助産師等が中心になり親の心身の回復や、安定を促進するという支援を行う。

委託先は2施設(福山、尾道)あり、一定の負担で短期入所型、通所型、居

宅訪問型が利用できる。

イ 短期入所型・通所型・居宅訪問型の各利用状況

短期入所型では、1件の利用で、委託先の助産院で6泊7日までの利用であった。

世羅町では、助産師1名と保育士1名の2名体制で訪問し、助産師による乳房ケア中は、乳児を保育士が対応し、母親の不安感解消を図っている。

(6) 現地調査

ア 施設及び学校給食の現状と課題

(ア) 世羅学校給食センター

3小学校、2中学校分の1日約1,000食を作っている。昭和60年頃の建築から30年以上経過しており、建物の老朽化が進み、床はウエットシステムを一部ドライ運用しているが、防水塗装の剥がれ、水勾配の不均一等、適切に管理運営するうえで問題がある。また、建物内の床面積が狭く汚染作業と非汚染作業での共用する区域があり、動線を完全に分離できない。また調理機械の間が狭く、作業動線の交差も発生し、作業性に問題があることの説明を受け、屋外から建物内の状況を確認した。

(イ) せらにし学校給食センター

1小学校、1中学校分の1日約200食を作っている。平成10年の建築から20年以上経過している。元々ドライ方式であるが、床シートも損傷してきており、掃除等支障が生じているが張替えには多額の費用が必要である。

年々アレルギー対応食の対象者は増加傾向にある。現在は世羅が28人、世羅西4人分対応している。いずれの施設も施設が狭隘なため、専用スペースが確保できない面が課題である。

6 その他（令和4年度行政視察について）

視察先及び内容は、令和3年度に予定していた高知県四万十町、梶原町での移住定住対策などの人口対策並びに自治活動の取り組みとし、実施時期は令和4年7月下旬の予定で受け入れ先と調整することとした。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

日程第17 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 産業建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【閉会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和4年1月20日（木） 午後2時20分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、久保正道、
米重典子
- 4 調査項目及び内容

（1）令和3年度行政視察について

2月実施予定の徳島県神山町と美馬市の視察は、広島県全域がまん延防止等重点措置の対象区域に指定されており、協議の結果、中止することに

決定した。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和4年3月9日（水） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、久保正道、
米重典子
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、
建設課長、上下水道課長
- 5 調査項目及び内容

（1）現地調査

ア 指定管理施設せら香遊ランドに関する調査

新たな指定管理者として1年目が経過する。新型コロナウイルス感染症の影響から計画通りにはいかないが、瀬戸内六穀豚と世羅町産野菜をメニューしたレストランの営業、初心者向けの優しいヨガや脳トレ体操などの「ぼかぼか体操教室及び温泉利用者にリラックスと癒しの時間を提供するリンパマッサージなど、天然ラジウム温泉を活かした取り組みを進めている。

今後の課題と取り組みでは、SNS等を活用した認知度の向上並びに宿泊増やレストラン利用の増加を図る情報発信に努める。また、サブグラウンドを活用したオートキャンプ場を整備し、施設の魅力アップを図る予定である。

イ ぶどう栽培実験圃場（大字京丸）に関する調査

ぶどう栽培実験と今後の普及計画を調査した。実験圃場では、縦方向に枝を伸ばす栽培方法が取られ、シラーという赤いぶどうの苗木が97本植えられていた。町が圃場や資材を整備し、ぶどう生産組合が生育管理すると共に、赤色の濃いミディアムボディのワインの醸造を予定している。次期のぶどうの品種を模索し、土壌管理や作業の省力化などの実証実験と普及を目的に行っている。

（2）ぶどう生産振興の取り組みについて

ぶどう栽培状況並びにぶどう生産振興の現状、取り組み及び課題に係るぶどう栽培状況では、作付面積は醸造用、生食用ともに約9ヘクタールで、生産量は醸造用約65トンでせらワイナリーに納入し、生食用は130トンで道の駅などで販売している。

今後の課題としては、新規就農者の確保及び新たな品種の検討並びに初期投資に係る低コスト資材の導入検討が考えられる。

(3) 有害鳥獣対策について

ア 侵入防止柵等の設置補助事業の申請利用実績

個別農家及び地域ぐるみの申請件数は、令和元年度から令和3年度1月末時点で、平均123強の申請があり、520万円弱の補助を行っている。

イ 有害鳥獣の捕獲状況

イノシシとシカの捕獲状況は、令和元年度で1,288頭、令和2年度で1,275頭、令和3年度は12月末時点で1,091頭捕獲しており、前年度並みの捕獲実績を見込んでいる。

ウ 有害鳥獣解体処理施設の利用状況及びジビエへの今後の展開

解体処理施設の利用実績は、令和元年度で187件約3,151キログラム、令和2年度で564件10,144キログラム、令和3年度は1月末時点で566件8,760キログラム利用されている。また、現在の施設は食品衛生法に基づいていないので、ジビエへの加工は考えていない。

(4) 令和3年度入札発注工事（250万円以上）の契約及び進捗状況について

発注工事一覧表により、建設課36件、産業振興課8件、上下水道課5件、町民課1件の調査を行った。

(5) 飲用水施設整備補助金の交付状況について

飲用水施設整備補助金の申請件数と予算額の推移については、令和元年度5件の申請に対して5件に300万円余を交付、令和2年度は29件の申請に対してキャンセル等を除く23件に1,526万円余を交付、令和3年度は15件の申請に対して14件に937万円余を交付している。

(6) 令和3年度町管理道路・河川の維持修繕工事について

町道は1,232路線、河川は95本ある。今年度の地元要望は415件で、主なものは舗装修繕、水路修繕、土砂撤去、倒木等の伐採、法面や路肩の順に

なっている。対応実績は、対応済みのものが 284 件、予算の都合上次年度予定などが 98 件、軽微なものなど経過観察とするものが 14 件、町で対応できなかったものが 19 件となっている。

委員から、「水路に溜まった落葉を地元で取除いていたが、高齢化で難しくなっている。」との問いに、「高齢化で対応が困難な場合には、町の方で対応していきたい。」との説明があった。

(7) 令和 4 年度国・県への整備要望状況について

要望箇所の事業目的とその効果では、広島県の総合戦略である「ひろしまビジョン」を実現するための社会資本分野計画の「社会資本未来プラン」が定められている。その中で道路・河川・砂防の分野ごとに、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 カ年計画が策定され、計画的に事業実施が行われている。

道路事業では、広島中央フライトロード、国道 432 号、主要地方道甲山甲奴上市線、主要地方道府中世羅三和線、主要地方道世羅甲田線、主要地方道吉舎豊栄線、一般県道宇賀安田線、一般県道東上原中原線を関係市町で構成する推進協議会や期成同盟会を通じて要望を行っている。

河川事業では、一級河川宇津戸川、一級河川神崎川の堤防護岸整備を要望している。

砂防事業では、弁財天川土石流の対策事業、西成藤川土石流の対策事業、グループホームふぁみりい世羅西付近の急傾斜の対策事業、町道宮田垣内出口線から有近 1 号線付近の急傾斜の対策事業を要望している。

(8) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

臭気指数の状況及び改善計画の進捗状況の臭気指数では、臭気指数一覧表の説明があった。直近の 2 回のうち、11 月 1 日の調査では全ての地点で、基準値 15 を下回っていたが、令和 4 年 1 月 13 日の調査では第 4 牧場が基準値を超える 16 であった。改善計画の進捗状況では、東部養豚組合の第 3 牧場の実施予定の肥育舎のうち、7・8 号の細霧化改造工事は完成したが、6・9・10 号の工事は令和 4 年 3 月完成予定、4・5 号解体工事も令和 4 年 3 月完成予定。第 4 牧場では、肥育舎 3・4 号の細霧化改造工事は令和 4 年 1 月に完成している。

小野商事㈱の養鶏場については、引き続き、焼却炉の適正管理と処理量の削減、鶏糞の保管対策、飼料へのハーブ添加などの対策を実施している。

委員から、「改善計画で臭気指数が変わらなかった場合にどうするのか。細霧化工事はあくまでも簡易なものと思う。これでいいと思っているのか。」の問いに、「指数の改善が見られなかった場合には、計画にまだ問題があることから、新たな取り組みなり、計画を求めることになる。」また、「一部では細霧化工事が完了しているが、直近の測定ではその効果が数値に出ていない。」との説明があった。また、「東部養豚には臭気の改善をしてもらうのも大事だが、その上の大洋ポークや米久へも住民からの出て行って欲しいという意見を伝えるべきではないか。」などと厳しい意見があった。これらの問いに「数値が大幅に改善していない。改善計画は完了にもう少し期間が残っているので、その中でも臭気指数を把握したい。」、「提案の大洋ポーク、米久に町として話すことは、この先必要と考える。大洋ポークは県内に事業所があり、普段から話し合いに参加を頂いている。」との説明があった。

(9) コロナ支援事業について

各種支援の利用状況では、令和2年度5月からの支援事業毎の予算額と実績額の説明があった。一覧表の実施事業のうち実績額がつかめないものを除く予算額は501百万円余で、これらの実績額は約232百万円弱である。率にして46.2%の執行となっている。実績額のつかめない事業は、商工業緊急支援事業及び中小事業者融資支援事業で実施中となっている。

委員から、「使われた支援金は半分以下となっている。今後支援策に充てるコロナ支援金はあるのか。また、国・県で補えていない部分は、国の補助を加えても年間決算でマイナスがでた部分に補助を考えたらどうか。」との問いに、「地域商工業を支える商工会と連携を密にし、事業の可能性を検討したい。」との説明があった。

(10) 指定管理施設の現状と課題（観光施設と産直市場）について

経営状況、コロナ禍での入込客の状況、取り組み状況及び今後の見通しでは、甲山総合ターミナル、大見ふれあい市場、西大田ふれあい市場、せらにし特産品センター、せら農業公園（せらワイナリー）、ファーマーズマーケット（夢高原市場）、せらにし青少年旅行村、八田原グリーンパーク、道の

駅世羅、世羅の宿ひがし、せら香遊ランドの各指定管理者の収支状況一覧の説明があった。特に、入込客数は、対前年の数値と比較して110%前後の伸びを見込んだ試算となっている。

委員から、「コロナ禍によりキャンプが流行っている。八田原グリーンパーク、せらにし旅行村及びせら香遊ランドが期待されている。」、また、「指定管理者を公募し、広く経営感覚を取り入れる努力は。」の問いに、「コロナ禍にあっては、ケビンよりテントの方が利用が多い、コロナが収束しどのような動きになるのか考える必要がある。」、「施設の特性を見ながら、公募によった方が効率が良い視点に立って取り組みたい。」との説明があった。

(11) 指定管理施設せら香遊ランドの令和2年度分指定管理委託料の返還問題について

委託料の返還の見通しと今後の防止策では、令和2年5月26日管理会社から指定管理取消書の提出、同年6月12日指定管理取消告示、同年11月16日管理会社へ指定管理料の返還命令書送付、現在に至るまで町顧問弁護士と相手方弁護士と協議継続中である。

委員から、「何が折合わないのか、全額一括払いの理由は。」の問いに、「双方弁護士に依頼して調整を行っている。精算して返してもらうことに変わりはない。全額一括支払いは、コロナの感染拡大が予想できない状況から、頑張っていたらこうと考えて取り組んだところである。」との説明があった。また、「今後の防止策は。」の問いに、「この事案を教訓に指定管理契約書に謳い込む必要がある。」との説明があった。

6 その他

令和4年度行政視察について

前年度計画していた徳島県神山町の「サテライトオフィス」の調査と新たに、キャンプを楽しむやり方の「グランピング」による観光振興を加えた2点を調査することとし、調査時期は7月上旬から中旬を目途に相手方と調整する。なお、グランピングによる観光振興の場所選定は事務局と調整することとした。以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。ただ

いまの報告に対し、質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） ぶどう栽培について2ページ目の上段のほうにいろいろ述べられておりますが、なかなかいろんな課題があるんだろうと思いますが、今後の課題として新規就農者の確保及び新たな品種の検討、並びに初期投資に係る低コスト資材の導入検討というようなことが述べられておりますが、こうしたことを検討して、更にぶどう生産を拡大をしていくという方向ではないかと思うんですが、その点について行政としては何らかの対応を考えておられるんかもしれませんが、これらの状況を常任委員会としてどのように理解をされたのか。

2点目は有害鳥獣の解体処理施設、一定に利用はされておるようですが、食品衛生法に基づいて云々ということで、加工ができないかなというように、これからみると思われるんですが、どういうんですか、儲かるか、儲からんか別として、きちっとせつかく捕獲したものを活用はすべきではないかと思うんですが、それが加工なんかどうかわかりませんが、そういうことができたほうがよりせつかくの施設が有効活用になるんじゃないかと思うんですが、その点はどのように。

最後に指定管理施設せら香遊ランドの管理委託料の問題ですが、かなり日時が経過をしておるんで、それぞれの主張は一定に出そろっているんじゃないかというように思うんですが、未だに解決をしない、一番大きな課題というのがどうなんか。指定管理者として一定の契約に基づいて、確かに黒字にはなっていないんかもわかりませんが、かなり施設の改修にも金をかけて一定期間やっていただくということで契約をして、ちょっと何年だったか正確に覚えてないんですが、すぐ採算が取れんからという、詳しいことはわかりませんが、そうい

うことで撤退されたわけでしょうが、ここら辺がこの中では、コロナの感染拡大を予想できない状況から頑張っていたらこうと考えて取り組んだところであるというようなことも述べられておりますが、私はお尋ねしたいのは相手方がどのような主張をされておられるのか。金額は提示をされとるはずですから、そのことに対してどのような主張というか、されておられるのか、わかればお尋ねします。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 矢山議員のご質問が3点あったと思います。

まず最初にぶどう栽培の実証実験に関するご質問であったように思います。ここで従前のぶどう栽培は棚にならってですね、皆さん、こういう姿勢で作業する。今度は柵、横へ伸ばすわけですから、本数はかなり増えるという説明がございました。しかし作業的には目の前で作業できる。こういったことによってですね、作業が省力化できる。このようなことが言われております。また栽培する土壌管理、これらについても、今般の実験ほ場では真砂土の中に木皮等入れて非常に悪い環境での栽培で逆に糖度というか、ワイン用に適したぶどうに仕上げると、このような説明がございました。そのような取り組みを考えておられると。こういった取り組みによって新規就農、そういったところが容易になるのではないかなという、あくまでもこれは実証実験でございますので、ここから課題と申し上げた点を今後発展させていこうと、こういう説明がございました。

次に有害鳥獣解体処理施設の利用の話してございますが、ここは解体処理施設ということで議員も申されたように食品衛生法においてジビエ料理等へですね、商品化すると、こういう位置づけに全くなっていないと、このように説明されております。ですから、解体しそこで処理処分すると、これが一応の流

れになっております。これについては、我々ももっと有効利用できないかという視点でこの議題を取り上げて事務調査したところでございます。

最後 3 点目でございますが、せら香遊ランドの指定管理者の撤退に係る委託料の返還問題。この問題も議員が申されたように、非常に長時間かかっております。その長時間かかっているのはなぜかというところが気になって取り上げた調査事務でございます。

端的に申し上げますと、向こう様の相手方の弁護士と町の顧問弁護士さん、この間での調整ということでございますので、何が折り合わないのか、どうなっているのかというところは、一応弁護士にお任せしている点があるので、明確な答えはできないと、このように伺ったところでございます。

それから感染拡大が予想できない状況から頑張っていたらこうと、この部分については、ちょうどコロナがですね、拡大し始めた頃、それぞれの各指定管理者にどのような支援をしたらいいかと、このような状況の中で町としては一括で支払うことによって企業支援をしようと、そのような思いで取り組んだと。このような説明があったところでございます。できるだけ早くこの問題が解決するように我々産業建設の委員も同様に思っているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

日程第 18 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 令和 4 年 3 月 18 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告
します。

【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和4年1月17日（月）午前9時00分開議
- 2 場 所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、
久保正道、（米重議長）

4 調査事項

（1）議会報告会について

1月21日（金）に開催を予定していた、オンラインによる議会報告会・意見交換会は1月14日から、まん延防止重点措置の対象区域が広島県全域となり、世羅町においても行事の中止や延期、公共施設の利用制限など対応している状況からも年度内での開催は中止とした。

令和4年度の議会報告会については、令和4年第1回定例会の調査とした。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和4年3月11日（金）午前10時30分開議
- 2 場 所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、

久保正道、(米重議長)

4 調査事項

(1) タブレット端末導入に向けた関連規程の整備について

タブレット端末導入に際して、規程を整備する必要があり先進的に導入をされている他市町議会の取扱い基準を参考に作成したものを、次回本委員会で協議することを確認した。

(2) 委員会の会議録作成および公開について

世羅町議会申し合わせ事項「本会議の会議録は、署名議員の署名後、公開する。委員会の記録は要点記録とし、原則として公開しない。」とあるが、協議の結果、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会については、これまで作成していた要点記録を正式な会議録とし、ホームページへ公開することとした。また、他の委員会については今後の協議事項とすることとした。

(3) 議会報告会について

令和4年度においては、5月、6月にかけて13自治センターでの開催を決定した。

(4) 第1回定例会日程見直しについて（施政方針と一般質問）

2月2日の議会運営委員会において協議された第1回定例会の会期日程の見直しについては、これまでは1日目と2日目の一般質問終了後の3日目に議案審議（施政方針及び予算の概要説明）を行っていた。

令和5年からは第1回定例会に限り、議案審議（施政方針及び予算の概要説明）を1日目とし、2日目と3日目に一般質問を行うことで決定した。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第19 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。
光ファイバ網整備調査特別委員長の報告を求めます。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 光ファイバ網整備調査特別委員長。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 令和4年3月18日

世羅町議会議長 米重 典子 様

光ファイバ網整備調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告
します。

【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和4年1月20日（木） 午後1時00分開議
- 2 場 所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、
向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、
久保正道、（米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、企画課長
- 5 調査事項

（1）光ファイバ網整備に係る光電変換措置（D-ONU）の調達が遅延し、昨年12月16日の委員会において機器の調達状況が8割弱という中で、100%確保が困難となり、残り670台の確保ができないため、設置工事が遅延となる方々に対し、理解頂けるよう丁寧な対応を行っていくとの説明を受けた。

委員からは、「年度内の工事完了ができないのであれば翌年度になるのか、また、その際いつ頃を目途にしているのか、こうした遅れは予想できなかったのか」等の意見が出された。担当課からは、「確保した台数については工期内にすべて設置完了するように考えている」等の説明がされた。

【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和4年2月4日（金） 午後1時00分開議
- 2 場 所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、

向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、
久保正道、(米重議長)

4 説明員 町長、副町長、企画課長

5 調査事項

(1) 光ファイバ網整備進捗状況

1月20日の機器の調達遅延状況、今後の対応など議会へ説明された後、設置工事が遅延となる関係者を訪問して文書により説明を行い、概ね理解を得ている。

機器が調達できている2,700台については、3月18日の工期内での工事完了に向け全力で取り組み、遅延となられた方々については新年度ではあるが、早期の工事完了を目指すとの説明を受けた。

【開会中の調査】

1 開会日時 令和4年3月11日(金) 午前9時00分開議

2 場 所 世羅町議会 議場

3 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、
向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、
久保正道、(米重議長)

4 説明員 町長、副町長、企画課長

5 調査事項

(1) 光ファイバ網整備の進捗状況について

現時点では、引き込み工事及び宅内工事を残すのみとなっている。作業班数は、直近では40班を超えるところまで増班し3月末までには予定している工事完了を目指している。

工事請負契約金額の変更については、約6,000万円の減額を行う予定である。

この事業は国庫補助事業であるため、関係機関と変更内容について協議を行い、その遂行指示書が3月15日に発出されることが確実になったことから、18日の定例会最終日に工事契約変更の議案を提出するとの説明を受けた。

委員からは、「通信設備機器(D-ONU)670台不足分について進展はあったの

か」との問いに、「機器の需要と生産供給では生産が需要に追いついていない現状があり、今年度中の調達は厳しい状況があるが、来年度においては工事を
する自治体が激減する中で、機器の需要と生産供給のバランスが回復してくる
と推測している。

具体的には調達の目処が明確になってはいないが、早期に遅延となられた
方々の整備に取り組む。」と説明があった。

以上、光ファイバ網整備調査特別委員会の調査中間報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、光ファイバ網整備調査特別委員会の報告を終わ
ります。

日程第 20 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

デジタル化推進調査特別委員長の報告を求めます。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場 委員長） 議長。

○議長（米重典子） デジタル化推進調査特別委員長。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場 委員長） 令和 4 年 3 月 18 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

デジタル化推進調査特別委員会

委員長 上羽場 幸男

デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告
します。

【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和 4 年 1 月 20 日（木） 午後 2 時 10 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、
田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、（米重議長）
- 4 調査事項及び調査結果

（1）行政視察（三原市議会）について

まん延防止等重点措置の区域に指定されていることから、三原市からオンラ

イン実施の提案を受け、協議の結果、三原市議会とオンラインで開催することに決定した。

【閉会中の行政視察調査】

1 開会日時 令和4年2月4日（金） 午前9時17分開議

2 場 所 世羅町役場2階第1会議室

オンライン

（世羅町役場第1会議室 - 三原市議会議事堂委員会室）

3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、

田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、（米重議長）

4 調査事項

（1）三原市議会におけるタブレット端末導入経緯と活用状況について
オンライン形式による行政視察を行った。

5 調査内容

（1）三原市議会 議会運営委員会伊藤委員長より、タブレット端末とペーパーレス会議システムの導入についての経緯を聞く。行財政改革の一環としてペーパーレス化と議会活動の効率化を進めたいとの思いで始めたとのこと。

（2）議会事務局職員からパワーポイントを使っての説明を聞く。主に、導入後の現状と効果について調査をした。

6 調査結果

（1）情報の収集、発信が容易になり、議員活動が活性化されると共に議会活動の効率化が図れた。

（2）経費削減については、具体的な数値の算出までは至っていないが、印刷費、用紙代、製本費など、労務費を含め全体として経費は節減されたと感じている。

（3）Web会議、テレワークに活用できた。

（4）タブレット端末の導入をすることは、市民に十分理解されていると認識している。

（5）本会議・委員会その他、協議調整を行う場など、議会内で開催されるす

すべての会議で活用している。議員研修も資料の印刷はせずタブレットで閲覧する。

委員の意見

ア コロナウイルス感染症まん延防止の観点からオンラインによる行政視察となったが、デジタル化推進の観点からは、委員にとって良い体験になった。今後視察方法のひとつとして機会も増えると思う。

イ 町民に、議会へのタブレット導入をしっかりと理解して頂くよう努めるべきだ。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和4年3月11日（金） 午後1時00分開議
- 2 場 所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、
田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、（米重議長）
- 4 説明員 副町長、総務課長、町民課長
- 5 調査事項

（1）長期総合計画後期計画でのデジタル化の状況について

「町全体の取り組み状況及び課題」に関して総務課並びに町民課の調査を行った。

6 調査結果

（1）災害対策に関するデジタル化として、V-CUBE（ブイキューブ）と言うWeb会議システムによる情報連携共有体制の運用が開始された。県・市町だけでなく、気象庁と共に運用されている。情報収集と他市町の対応状況の把握に有効で、町民への情報発信の判断に非常に有用であった。

（2）自主防災組織において、既にラインを使った取り組みをされているところもある、町民への情報伝達の多チャンネル化と、避難所の町職員との連絡などのデジタル化、について検討を進める。

（3）ケーブルテレビ自主放送の電子番組表を充実させるべきと要望した。

（4）デジタル化に不可欠なマイナンバーカードの取得率が低いことについて、利便性を更にPRすることが必要。カードを持つことの不安を解消するこ

とに努め、カードを必要とする場面を増やす。

以上、デジタル化推進調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、デジタル化推進調査特別委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第1回世羅町議会定例会を「閉会」いたします。

（起立・礼）

閉 会 12時10分